款	13 職員費	項	1 職員費	目	1 職員給与費

事務事業名	職員給与

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	1,110,665,881	7,441,456	37,129,453		22,094,292	1,044,000,680
R５	1,099,544,529	11,091,510	40,527,841		23,131,730	1,024,793,448
増減	11,121,352	△3,650,054	△3,398,388		△1,037,438	19,207,232

事業目的

法令に基づき、給与を支給する。

事業内容及び成果

特別職（市長、副市長、教育長）及びその他の一般会計所属職員に対して、法令に基づき条例で定められた給与を支給した。

区分	特別職	その他の一般会計所属職員	合計
	３人（±０人）	187人（３人減）	190人（３人減）
給料	19,942,100円 （503,250円増）	702,918,800円 （6,530,117円増）	722,860,900円 （7,033,367円増）
職員諸手当	7,802,404円 （552,910円増）	380,002,577円 （3,535,075円増）	387,804,981円 （4,087,985円増）
合計	27,744,504円 （1,056,160円増）	1,082,921,377円 （10,065,192円増）	1,110,665,881円 （11,121,352円増）

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	地方自治法、地方公務員法、職員給与条例		自治事務
1. 必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高い □ 低い		特別職（市長、副市長、教育長）及びその他の一般会計所属職員に対して、法令に基づき条例で定められた給与を支給する必要がある。
2. 成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		法令に基づき適正に給与を支給した。
3. 要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	■有 □無	特別職の給与独自削減（R6.4月～R7.2月） （令和６年度の特別職独自削減額 6,110千円） 退職者不補充による削減効果額 0千円 現業職員不補充による削減効果額 37,859千円
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
適正に給与を支給していく。	**継続**

款	13 職員費	項	1 職員費	目	2 諸費

事務事業名	職員諸費

決算額（円）		財源内訳（円）				
		国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
R６	547,662,616	11,881,582	6,304,451		1,701,151	527,775,432
R５	488,306,090	11,757,433	7,671,980		2,005,578	466,871,099
増減	59,356,526	124,149	△1,367,529		△304,427	60,904,333

事業目的

法令に基づき、職員の退職手当の支給、医療保険、年金、災害補償等及び会計年度任用職員に対する報酬等の支給に関する事務を行う。

事業内容及び成果

社会保障（共済、健康保険、年金保険、雇用保険及び労災保険）の事務手続、掛金の支払い及び給付を行ったほか、会計年度任用職員に対して報酬及び期末手当の支給を行った。

区分	特別職	その他の一般会計所属職員	会計年度任用職員	合計
	３人（±０人）	187人（３人減）	84人（51人減）	274人（54人減）
会計年度任用職員報酬			163,683,763円 （13,619,041円増）	163,683,763円 （13,619,041円増）
会計年度任用職員諸手当			28,249,626円 （13,679,361円増）	28,249,626円 （13,679,361円増）
公務災害補償基金負担金	33,809円 （1,174円増）	1,162,841円 （2,631円増）		1,196,650円 （3,805円増）
市町村職員共済組合追加費用負担金	232,776円 （58,284円減）	9,413,483円 （982,377円減）		9,646,259円 （1,040,661円減）
市町村職員退職手当組合負担金	7,085,568円 （1,333,083円増）	46,135,125円 （20,133,270円減）		53,220,693円 （18,800,187円減）
児童手当雇用者負担金			588,541円 （53,862円増）	588,541円 （53,862円増）
市町村職員退職手当組合追加負担金		52,374,738円 （52,374,738円増）		52,374,738円 （52,374,738円増）
社会保険料（再任用職員分含む）			18,078,558円 （1,423,290円増）	18,078,558円 （1,423,290円増）
労災保険料			225,435円 （16,789円増）	225,435円 （16,789円増）
市町村職員共済組合負担金	4,153,207円 （690,063円増）	203,036,919円 （3,818,423円減）	10,155,099円 （1,185,200円増）	217,345,225円 （1,943,160円減）
療養補償費			55,463円 （51,346円増）	55,463円 （51,346円増）
休業補償費			０円 （±０円）	０円 （±０円）
会計年度任用職員費用弁償			2,418,054円 （83,344円減）	2,418,054円 （83,344円減）
市町村職員福祉協会共済会員負担金	12,757円 （210円増）	489,438円 （5,380円減）	77,416円 （6,816円増）	579,611円 （1,646円増）
合計	11,518,117円 （1,966,246円増）	312,612,544円 （27,437,919円増）	223,531,955円 （29,952,361円増）	547,662,616円 （59,356,526円増）

次頁へ続く

＜事務事業評価結果＞

根拠・関係法令	地方自治法、地方公務員法、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、北海道市町村職員退職手当組合規約、北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例、北海道市町村職員共済組合定款、健康保険法、地方公務員等共済組合法、労働者災害補償保険法		自治事務
1. 必要性 （市が実施しなければならない理由など）	■ 高　　い □ 低　　い		法令に基づき、職員の退職手当の支給、医療保険、年金、災害補償等及び会計年度任用職員に対する報酬等の支給に関する事務を行う必要がある。
2. 成果 （市民福祉の向上は図られているかなど）	□ 向上した ■ 維持した □ 低下した		法令に基づき適正に各種支払手続等を行った。
3. 要望 （市民・団体等からの要望など）	□ 有 ■ 無		―
4.行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	□有 ■無	―
	コスト縮減など	■有 □無	特別職の給与独自削減（R6.4月～R7.2月）に伴う共済費の削減額（令和６年度の特別職独自削減額　2,096千円）
	他の事業との統合や民間委託など	□有 ■無	―

＜今後の方向性＞	総合判定
適正に事務を行っていく。	**継　続**